

## 電話勧誘での電気切り替えトラブル急増！ 大手電力会社を名乗り「電気料が安くなる」と指針表の情報を聞かれ…いつの間にか事業者が変更されていた！

「大手電気会社を名乗る者から、または契約している別の事業者から電話があった後、契約したつもりのない電力会社に切り替わっていた」など、電話勧誘をきっかけとした電気の切り替えに関するトラブルが急増しています。

### 【事例1】

契約している大手電力会社を名乗る電話があり「余った電力を安く買い取り安く供給している。契約番号を教えてください」と言われ契約番号を伝え電話を切った。

その後すぐ折り返しの電話があり契約番号を復唱するように求められ応じたところ「書類を送る」と言い電話が切れた。不安になり大手電力会社に確認したところ「電話は一切していない」と言われ、後に見知らぬ電力会社から手数料の請求書が届いた。いつの間にか電話で勧誘された小売業者と契約していたようだ。

### 【事例1】

契電力会社から「電気料金が安くなる」という電話があり、契約するつもりはないが資料を請求した。後日書類が送られてきたが請求した資料だと思い中身を確認していなかった。その後電気料金の明細書が届き、いつも間にか資料を送ってきた電力会社と契約になっていることに気づいた。

### 【ひとこと助言】

○大手電気会社やその関係者を名乗るなど、事業者名を伝えず契約切り替えの勧誘、あるいは消費者が切り替えの意思がないにも関わらず一方的に手続きを進めていた事例が目立ちます。

その他、事業者名を告げず「70歳以上の方は、電気代が安くなる」と説明している相談もあり年齢確認の理由として、高齢者への十分な説明や家族への同意などが事業者勧誘規制にあるためと考えられます。

○電気の契約を切り替える場合、①契約名義②住所③顧客番号④供給地点特定番号が必要となり、これらの情報は現在の契約先が発行する指針表に記載されており、情報を入手した電力会社が消費者の意に反して切り替え手続きを進めます。

○電話で勧誘された場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば原則クーリング・オフができます。切り替えの必要性をよく考え、必要な場合ははっきり断りましょう。

**消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820**

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

